

小山市 LED 防犯灯更新・維持管理業務委託事業

プロポーザル募集要項

令和5年5月

栃木県小山市

小山市LED防犯灯更新・維持管理業務委託 プロポーザル募集要項

1 事業の趣旨

現在、生徒の通学路における犯罪不安箇所の安全確保の為、小山市が設置維持管理を行っている防犯灯が、約2,600灯設置されている。平成25年度には、ESCO事業にて寿命が長く電気料金などの維持管理費を抑えられるLED灯に交換、運営したが、導入から10年を経過し設計寿命を超える為、LED灯の更新と維持管理の一括委託により、通学路の安全確保と経費削減を図る必要があると考えている。

また、今回の更新にあたり、故障防犯灯の特定を容易にする、管理番号が記入された管理プレートを導入することにより、発見者が通報しやすい環境を整えることで、防犯灯不点灯の期間を短縮させることができる。

この要項に定める公募型プロポーザルは、小山市LED防犯灯更新および維持管理業務を委託するに当たり、広く技術提案を募集し、調査・更新・維持管理に関する一括提案（以下「本事業提案」という。）を受け、最も適切な者を当該業務の受託者として選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名称

小山市LED防犯灯更新・維持管理業務委託事業

(2) 契約方式及び契約期間

① 契約方式：業務委託契約

② 契約期間：令和5年10月4日（契約締結予定日）から令和16年3月31日まで

ア. 調査期間 契約締結日から令和5年12月中旬まで

イ. 防犯灯更新期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

※提案次第

（契約締結日から令和7年3月31日までの期間内で全数交換及び管理プレートの設置）

ウ. 維持管理期間 契約締結日から令和16年3月31日まで

(3) 事業対象

別紙「小山市LED防犯灯更新および維持管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(4) 事業費限度額

金74,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(5) 支払い計画

① 令和5年度 金2,494,000円（消費税額及び地方消費税額を含む・支払い限度額）

② 令和6年度から令和15年度

（事業費から令和5年度の支払いを引いた残額については、10年均等割り）

3 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 現地調査（現地確認・精査等）

- ① 小山市（以下「本市」という。）が所有する防犯灯の調査。（仕様書を参照のこと。）
防犯灯の位置、所在地、引込柱、東電管理番号、お客さま番号など設備管理上必要となる各種情報の調査。
- ② 引き込み柱の劣化判定
老朽化と判定された場合は、対応について本市と協議する。

(2) 電力契約の照合、電力契約申込み

- ① 電力会社と緊密に連携し、既設防犯灯等に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合。
- ② 電力契約と既設 LED 防犯灯等との数量相違の把握・整合
設備があつて電力契約がないもの、若しくは電力契約があつて設備がないもの等を選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。
- ③ 既設 LED 防犯灯等の契約変更の申し込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込みの実施。
- ④ 電力契約の突合調査結果及び減設申込み完了報告書の提出。

(3) 管理台帳作成・管理及び市管理システムに取り込むデータ作成。

- ① 事業者は管理台帳の作成及び管理と併せて、本市の管理システムに取り込むデータを作成する。
なお、取り込むデータについては下記の通りとするが、詳細は別途、本市との協議を行い、合意を得るものとする。
ア．位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号（東電柱及びNTT柱）等）
イ．設置年月日、所在地、移設年月日
ウ．設備概要（灯具仕様、タイムスイッチ、灯柱形状、施工者名、使用開始年月日、事業者名等）
エ．電力契約情報（店所番号、契約名義、お客さま番号、請求番号、請求種別、契約電力、契約灯数、引込状況等）
オ．新設・修繕及び移設等記録（作業年月日、新設・修繕内容、移設情報、施工者等）
カ．写真（遠景、近景、電柱番号、鋼管ポールの根元、その他本市との協議において必要と判断されたもの）
キ．その他（不具合対応履歴、市民要望等の情報等）

- ② 管理システムのデータの作成及び納品は、年に1度（3月頃）とする。ただし、現地調査の完了後と全ての灯具の交換工事完了後及び事業完了3か月前については、これとは別にデータ作成及び納品を行うこと。

(4) 管理プレートの設置

- ① 前項により作成するデータを基に、「小山市」「管理番号」を表記した管理プレートを、歩行者から視認しやすい箇所に設置すること。
- ② 管理番号は、既存の番号を廃止し、新たな番号を LED 防犯灯 1 基に対し 1 つ割り当てるものとする。
- ③ 管理プレートの材質は、耐候性能があり、錆の発生がないものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。

- ④ 管理プレートの作成は、今後 10 年間で新設設置が予想される 100 枚を余分に作成し、小山市に納品すること。
- (5) 対象設備の設置に係る計画の策定、施工及び施工管理
関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。
 - ① 本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工、施工管理を実施する。
 - ② 近隣住民や交通に配慮し十分な安全対策を講じた施工計画の策定及び施工、施工管理を実施する。
 - ③ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
 - ④ 施工完了報告書の提出をすること。
- (6) 既設 LED 防犯灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分
関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。
 - ① リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。
 - ② 撤去工事の施工、施工管理を実施すること。
 - ③ LED 灯具以外の撤去した設備については、環境保護の観点から、原則再利用し、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法等について報告すること。また、廃棄する場合は、関係行政機関の指導及び関係諸法規等を遵守した上で処分すること。なお、廃棄したものについても、再利用のものと併せて報告すること。
- (7) 設備の維持管理
 - ① 事業者は、調査業務で本市管理と判明した防犯灯等に加え、契約期間中に本市で新設設置した防犯灯について、事業計画に基づき、本市から不具合等などの不具合発生時に連絡を受けた場合、該当設備を調査し、速やかに対応を行い、修繕等を実施する。
 - ② 事業者は、該当設備に関する新設、撤去、移設等の連絡に基づき、管理システムの更新データを作成する。また、①の修繕結果についても同様とする。
 - ③ 事業者は、本市からの不具合等の連絡を受けた場合、該当設備の状況（不点灯等）について確認を行い、修理等が必要と判断された場合は、原則 3 営業日以内に修繕を行う。
(ただし、やむを得ない場合を除く。)
また、修繕等が完了した後、速やかに本市に報告すること。

4 応募条件

- (1) 応募要件
 - ① 応募者は、グループ構成とし、構成員は日本国内の企業であること。
 - ② 応募者は、本市との協議、調整に十分な能力を有し、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。
 - ③ グループは、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にすること。
 - ④ 1 グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者及び構成員となることが出来ない。
 - ⑤ 構成員には、小山市内に本社を置き、かつ令和 5 年 4 月 1 日において、小山市建設工事入札参加資格の電気工事の A 格付を有しており、過去 10 年間（平成 25 年以降）以内に、街路灯・防犯灯の ESCO 事業もしくはリース事業の元請実績を有する者が含まれていること。
 - ⑥ 構成員には防犯灯維持管理業務の実績があること。
 - ⑦ グループで責任分担等の協定書を締結し、提案書提出時に本市に提出すること。（様式第 17 号）

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- ① 自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく再生手続き開始の申立又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続き開始の申立の手続をしているもの。
破産法（平成16年法律第75号）第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者
- ③ 次に該当する者。
 - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。
 - ウ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
 - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。
 - カ. 国税及び地方税を滞納している者。
- ④ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者、若しくは妨げた者。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 知財の取扱い

本事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は本事業提案書に虚偽の記載をした場合若しくは重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は本事業提案書を無効とする。

(9) その他

本事業提案の応募者が1者であった場合であっても、当市の定める評価得点を上回る提案であった場合は最優秀提案者と契約に向けて交渉を行う。

(10) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：小山市役所市民生活部 市民生活安心課 交通対策係

住 所：〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号 小山市役所本庁舎2階

電 話：0285-22-9283

F A X：0285-22-9897

メールアドレス：d-seikatu*city.oyama.tochigi.jp セキュリティの為*を@に変更すること。

H P：<https://www.city.oyama.tochigi.jp/>

6 事業全体スケジュール

	日 程
公募開始（ホームページ掲載）	令和5年5月23日（火）
参加表明書受付期間	令和5年5月23日（火）から令和5年6月7日（水）まで
質問書受付期間	令和5年5月23日（火）から令和5年6月7日（水）まで
質問書回答日	令和5年6月16日（金）
提案要請書の通知	令和5年6月21日（水） ※電子メールで送信・通知発送
提案書提出期限	令和5年6月30日（金）
一次審査結果通知	令和5年7月7日（金） ※電子メールで送信・通知発送
プレゼンテーションによる審査	令和5年7月25日（火） 予定
優先交渉者の選定結果及び通知	令和5年8月16日（水） 予定
契約締結日	令和5年10月4日（水） 予定
現地調査及び電力契約照合	契約締結日から令和5年12月中旬まで
防犯灯更新工事及び 管理プレートの設置	契約締結日から令和6年度以内（提案次第）（注1）
維持管理期間【新設分を含む】	契約締結日から令和16年3月31日まで（注2）

（注1） 更新工事については提案次第だが、現地調査等で判明した小山市管理の防犯灯については、令和6年度内に管理プレートを設置すること。

(注2) 10灯/年の増加を見込んでおり、令和5年度から令和14年度の増加予定は100灯を見込んでいる。

本プロポーザルの公募を以下の通り行い、併せて小山市 LED 防犯灯更新・維持管理業務委託事業プロポーザル募集要項等の配布を行う。

(1) 配布日時

令和5年5月23日(火)から

(2) 配布場所

小山市ホームページにて掲示。

(3) 参加表明書の提出

① 受付期間

令和5年5月23日(火)から令和5年6月7日(水)まで(必着)

受付時間：午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時は除く。

② 提出方法

持参とする。

③ 提出先

事務局「5.(10)」のとおり。

④ 参加表明時の提出書類

以下の提出書類を綴じたものを正1部、副2部提出のこと。なお、構成員毎に一式ずつ提出すること。

次の書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

《参加表明作成要領》

ア. 参加表明書(様式第2号)

代表者が作成すること。

イ. グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ. 企業概要等

- ・企業概要(様式第4号の1)添付書類については以下のとおりとする。
印鑑証明書、商業登記簿謄本、貸借対照表、損益計算書(過去5年分)
- ・企業状況表(様式第4号の2)
- ・有資格技術職員内訳表(様式第4号の3)
- ・各役割の業務実績表(様式第4号の4)
- ・関連事業実績一覧表(様式第4号の5)

エ. 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第5号)

(4) 参加者資格確認結果の通知および提案要請書の交付

令和5年6月21日(水)までに参加資格の確認結果および提案要請を電子メールにて通知し、提案要請書を交付する。

(5) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届(様式第6号)を令和5年7月7日(金)までに事務局(前記5.(10)に同じ)へ持参する。

(6) 質問書の提出

提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けない。また、当市によって公平性が保つことが困難と判断された質問に対しては、回答を行わない。

① 提出書類

「質問書(様式第1号)」に記載の上、提出のこと。

② 提出期間

令和5年5月23日(火)から 令和5年6月7日(水)午後5時まで。

③ 提出方法

電子メール(表題に「プロポーザル質問書」と明記。)にて提出。

なお、電子メール送信後、本市に電話で電子メールの着信確認を行うこと。

④ 提出先

事務局(前記5.(10)に同じ)

⑤ 回答内容の共有

質問に対する回答は、質問及び回答内容全体を集約した資料を、令和5年6月16日(金)までに応募者全員に電子メール等にて配布する。

(7) 提案書の提出

提案要請書を交付された事業者は、本プロポーザルの提案書を本市へ提出のこと。提出場所については、5.(10)と同じとする。

① 受付期間 令和5年6月30日(金)まで。(必着)

午前9時から午後5時まで ただし、正午から午後1時は除く。

② 提出方法 持参とする。

③ 提出先 事務局(前記5.(10)に同じ。)

④ 提案書の提出書類

事業者は本プロポーザルの提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

ア. 提案書提出届(様式第7号)

イ. 提案総括表(様式第8号)

ウ. 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書(様式第9号)

エ. システムに関する提案書(様式第10号)

オ. 使用機器提案書(様式第11号)

カ. 事業資金計画書(様式第12号の1～第12号の2)

キ. 維持管理提案書(様式第13号の1～第13号の2)

ク. 業務工程計画書(様式第14号)

ケ. 工事中の対応・廃棄計画書(様式第15号)

コ. 契約終了後の対応(様式第16号)

サ. 小山市物品購入等契約締結資格申請書(共同企業体協定書)(様式第17号)

⑤ 提出部数等

- ア. 提案書提出届(様式第7号)は応募者1者につき1案とし、グループの代表企業が提出すること。
- イ. 書類については、原則A4判の用紙とする。なお、必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。
- ウ. 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意のこと。
- エ. 提出部数は1部とするが、要約版を、8部を提出すること。なお、提案書をPDF形式等で保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚を併せて提出のこと。

(8) 一次審査

- ① 上記提出された提案書提出届に基づき、書面による内容審査を行う。
- ② 下記事項を満たしたと判断された事業者(3社程度)に対し、一次審査合格の連絡を行う(電子メールを送信し、書面を交付し郵送する。)
- ア. 提出された書面内容に不備がないこと。
- イ. 本募集要項及び仕様書、提案書提出届に定める事項が漏れなく記載されていること。
- ウ. 本募集要項および仕様書に定める事項、その他関係する法律規則等を遵守した提案であること。

(9) プレゼンテーション審査

一次審査合格通知の交付を受けた事業者について、別に定めるところによる「事業者選定審査委員会」において審査を行い、最優秀提案者(優先交渉権者)を選定する。

① 審査日程

内 容：プレゼンテーション形式

期 日：**令和5年7月25日(火)** ※応募者数により時間割を行い、改めて市より連絡をする。

提案時間：説明20分以内、質疑10分程度

参加人数：6名程度

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として提案書提出届の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案提出届をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコン及びプロジェクターは事業者が持参すること。(スクリーンは市にて用意)
- ・提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用に再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。

② 結果通知

審査結果は、令和5年8月16日(水)に電子メールを送信し、書面を交付し郵送する。また、小山市ホームページにも掲載予定。

③ 審査項目

別紙、小山市LED灯更新・維持管理業務委託審査基準および評価基準表のとおり。

7 関連資料の貸出

関連資料を貸し出すため、希望者は申し出ること。

貸出物：東京電力との契約内容の資料(参考資料とし内容は非公開)

※記載内容(お客さま番号・契約住所・管理番号・契約内容・標識名称・電柱No等)

貸出期間：令和5年6月21日(水)～令和5年6月30日(金)

8 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市は、優先交渉権者と、契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約の時期（予定）

令和5年10月4日(水)

(3) 契約の概要

当該契約は、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について、明記するものとする。

(4) 支払いの概要

① 令和5年度 金2,494,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（支払い限度額）検収完了後、一括払い

② 令和6年度から令和15年度

（事業費から令和5年度の支払いを引いた残額については、10年均等割り）

9 工事に関する仕様

(1) 契約締結後、施工計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。

(2) 工事を行うに当たっては、市内工事業者を採用すること。

(3) 取外した灯具等の取扱い（廃棄物処理・分別・再利用）については、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。また、本市が取扱方法を指定した場合はそれに従うこと。

(4) 工事に係る契約不適合については、契約に基づき、事業者の責とする。

(5) 現場調査及び工事施行については、安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。

(6) LED防犯灯更新工事は、原則引込口配線（外線）での接続による施工方法とすること。

10 工事の計画

工事の計画は、次の基準で作成すること。なお、詳細については事前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

① 既設の防犯灯で不点灯等の故障が発生した箇所

② その他、本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

① 設置する対象設備については、本市の指定する方法・仕様等及び施工計画を遵守すること。

② 工事中は工事案内板を掲示し周辺住民や通行人へ周知すること。また、交通誘導員の配置等により、十分な安全対策を講じること。